

**手数料 (第2条関係)**

(19) 富山県屋外広告物条例(昭和39年富山県条例第66号)第6条若しくは第7条第4項又は第10条第3項の規定に基づく屋外広告物の許可の申請又は許可の更新の申請に対する審査	ア はり紙 100枚につき (100枚未満の端数は、100枚として計算する。)	420円
	イ はり札等 1枚につき	60円
	ウ 立看板等、広告旗 1枚につき	270円
	エ 横断幕、懸垂幕、アドバルーン (ア) 面積が10平方メートル未満のもの 1個につき	420円
	(イ) 面積が10平方メートル以上のもの 1個につき 当該面積の値を10で除して得た数値(整数未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)に420円を乗じて得た額に420円を加算した額	
	オ 電柱広告、消火栓標識利用広告、置看板 1個につき	540円
	カ 野立広告、屋上広告、壁面広告、突出広告、停留所添架広告 (ア) 面積が3平方メートル未満のもの 1個につき	810円
	(イ) 面積が3平方メートル以上のもの 1個につき 当該面積の値を3で除して得た数値(整数未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)に810円を乗じて得た額に810円を加算した額	
	キ 特殊装置の広告物 (ア) 面積が10平方メートル未満のもの 1個につき	2,770円
	(イ) 面積が10平方メートル以上のもの 1個につき 当該面積の値を10で除して得た数値(整数未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)に2,770円を乗じて得た額に2,770円を加算した額	